

協議事項(3):

令和9年度地域公共交通確保維持改善事業に係る交通計画の別紙について

1. 地域公共交通網形成計画について

(1) 地域公共交通網形成計画について

知立市のこれからの公共交通の将来像をまとめた計画で、計画期間は2026(R8)年度までとなっており、31年度から本計画に基づき様々な施策の実施や検討を行っている。

※関係法令の改正により、「地域公共交通網形成計画」から「地域公共交通計画」と読み替えることが可能となっている。

(2) 地域間幹線系統について

複数の市町村にまたがる系統は「地域間幹線系統」として、地域の住民の移動を支える重要な役割を果たしている。

本市においては、豊田市と接続する2(パープル)コース、刈谷市と接続する3(オレンジ)コース及び4(ブルー)コースの3路線が、地域間幹線系統に該当する。

(3) 地域間幹線系統補助について

地域間幹線系統のうち、運送収入(運賃)のみでは、事業採算が確保できない系統を維持するため、欠損額の最大1/2を国が補助する制度である。

2. 補助金の申請について

(1) 地域公共交通網形成計画の別紙について

補助金を受けるにあたり、地域公共交通網形成計画の別紙を作成し、本会議で協議を実施する必要があり、今回は令和9年度事業(補助期間:令和8年10月1日~令和9年9月30日)について協議を実施する。

幹線補助に係る申請等のスケジュール

項目	令和8年度												令和9年度												令和10年度					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6			
協議会(交通会議)	協議会にて協議を実施			協議会にて協議を実施			協議会にて協議を実施			協議会にて協議を実施			協議会にて協議を実施			協議会にて協議を実施			協議会にて協議を実施			協議会にて協議を実施			協議会にて協議を実施					
国へ申請(交通会議→国)	令和8年6月30日まで			令和8年9月末頃			令和8年11月~令和9年1月末まで			令和9年6月末頃			令和9年9月末頃			令和9年11月~令和10年1月末まで			令和10年6月末頃			令和10年9月末頃			令和11年6月末頃					
国土交通省より認定の通知	令和8年9月末頃			令和8年11月~令和9年1月末まで			令和9年6月末頃			令和9年9月末頃			令和9年11月~令和10年1月末まで			令和10年6月末頃			令和10年9月末頃			令和11年6月末頃								
事業の地域間幹線の運行を実施	前回申請分(令和7年10月1日~令和8年9月30日)												今回 補助対象事業期間(令和8年10月1日~令和9年9月30日)												次回 補助対象事業期間(令和9年10月1日~令和10年9月30日)					
補助金交付申請(運行事業者→国)	令和8年11月末まで			令和8年11月~令和9年1月末まで			令和9年11月~令和10年1月末まで			令和9年11月~令和10年1月末まで			令和10年11月~令和11年1月末まで			令和10年11月~令和11年1月末まで			令和11年11月~令和12年1月末まで			令和11年11月~令和12年1月末まで								
事業評価(一次評価)	令和8年11月~令和9年1月末まで			令和9年11月~令和10年1月末まで			令和10年11月~令和11年1月末まで			令和11年11月~令和12年1月末まで			令和12年11月~令和13年1月末まで			令和13年11月~令和14年1月末まで			令和14年11月~令和15年1月末まで			令和15年11月~令和16年1月末まで								
事業評価(二次評価)	令和9年2月中旬			令和9年2月中旬			令和9年2月中旬			令和9年2月中旬			令和9年2月中旬			令和9年2月中旬			令和9年2月中旬			令和9年2月中旬			令和9年2月中旬					
補助金交付額の決定	令和9年3月中旬			令和9年3月中旬			令和9年3月中旬			令和9年3月中旬			令和9年3月中旬			令和9年3月中旬			令和9年3月中旬			令和9年3月中旬			令和9年3月中旬					
運行事業者へ補助金の交付	令和9年3月中旬			令和9年3月中旬			令和9年3月中旬			令和9年3月中旬			令和9年3月中旬			令和9年3月中旬			令和9年3月中旬			令和9年3月中旬			令和9年3月中旬					

令和8年度事業(前回) 令和9年度事業(今回) 令和10年度事業(次回)

地域公共交通確保維持事業(陸上交通:地域間幹線系統補助) 国土交通省

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

補助内容

- 補助対象事業者: 一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 補助対象経費: 予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額
- 補助率: 1/2
- 主な補助要件: 都道府県等が定めた地域公共交通計画に位置付けられた系統であり(※1)、一般乗合旅客自動車運送事業者による運行であること、複数市町村にまたがる系統であること(平成13年3月31日時点で判定)、1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの、輸送量が15人~150人/日と見込まれること、※1日の運行回数3回(朝、昼、夕)以上であって、1回当たりの輸送量5人以上(乗用車では輸送できず、バス車両が必要とされる人数)、※①復興特会から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、東日本大震災前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統、②熊本地震前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統については、輸送量要件を緩和(一定期間)、・経常赤字が見込まれること

補助対象経費算定方法

予測費用 (事業者のキロ当たり経常費用見込額 × 系統毎の実車走行キロ) - 予測収益 (系統毎のキロ当たり経常収益見込額 × 系統毎の実車走行キロ) = 補助対象経費

※1: 令和6年度までは経過措置により、令和2年度以前の生活交通確保維持改善計画等による申請も可能。

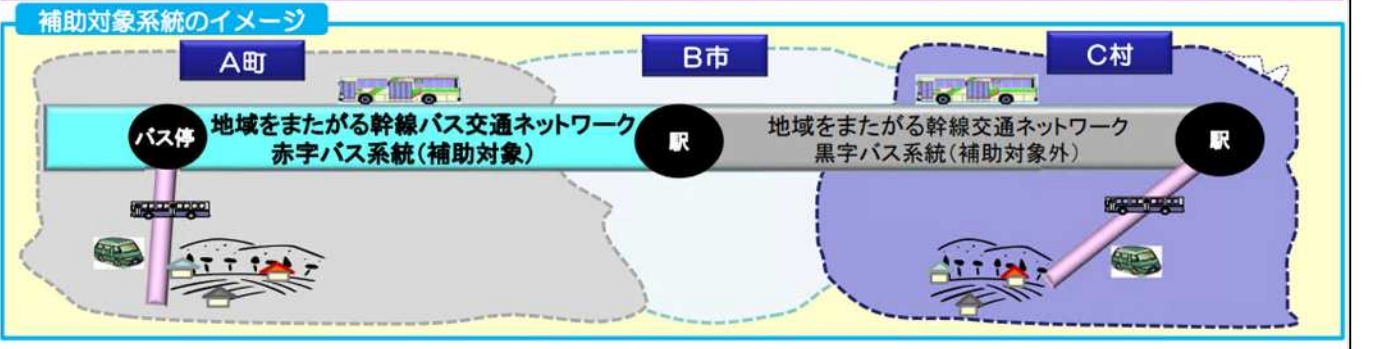
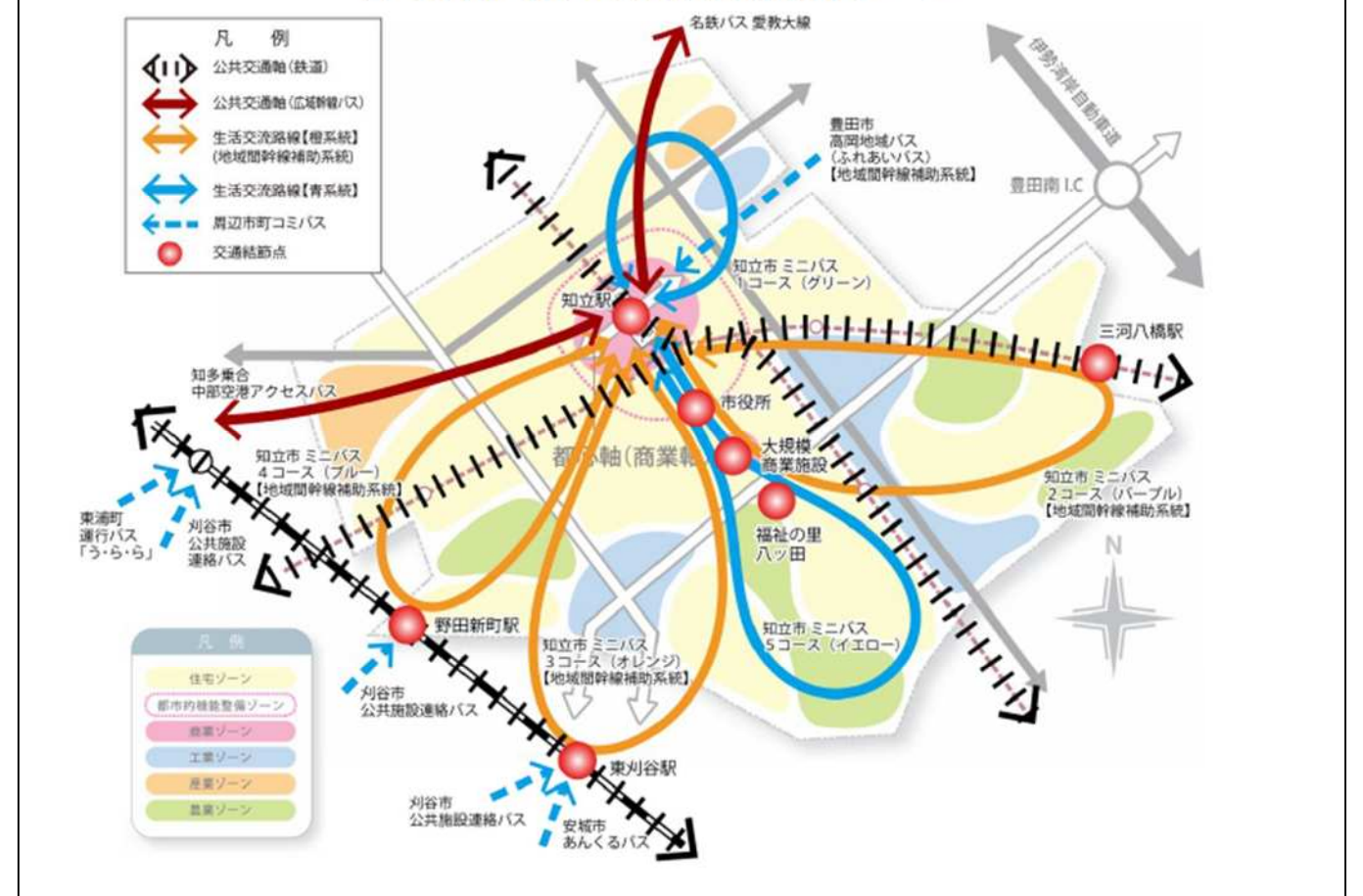


図 知立市における地域公共交通体系のイメージ



【 余 白 】

令和8年5月22日
(協議会名称) 知立市総合公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

【ミニバス2コース】

■路線の特性及び利用者の特徴

知立駅を起終点として、市内北東部を周回し、豊田市内の名鉄三河八橋駅を経由する路線である。名鉄三河八橋駅を利用しての、豊田市方面への通勤、通学、買い物等の利用が多い。

■路線の必要性

名鉄三河八橋駅を利用しての、豊田市方面への通勤、通学、買い物等の利用者が多く、生活に欠くことができない交通手段となっている。

【ミニバス3コース】

■路線の特性及び利用者の特徴

知立駅を起終点として、市内南部を周回し、刈谷市内のJR東刈谷駅を経由する路線である。JR東刈谷駅を利用しての、通勤・通学・買い物等での利用が多く、刈谷市のコミュニティバスや安城市のコミュニティバスへの乗り換えもできる。

■路線の必要性

JR東刈谷駅を利用しての、通勤・通学・買い物等での利用が多く、刈谷市のコミュニティバスや安城市のコミュニティバスへの乗り換えもできることから、生活に欠くことができない交通手段となっている。また、刈谷市内の総合病院に通院する高齢者が多く利用しており、重要な路線となっている。

【ミニバス4コース】

■路線の特性及び利用者の特徴

知立駅を起終点として、市内南西部を周回し、刈谷市内のJR野田新町駅を経由する路線である。JR駅を利用しての、通勤・通学・買い物等での利用が多く、刈谷市のコミュニティバスや安城市のコミュニティバスへの乗り換えもできる。

■路線の必要性

JR野田新町駅を利用しての、通勤・通学・買い物等での利用が多く、刈谷市のコミュニティバスや安城市のコミュニティバスへの乗り換えもできることから、生活に欠くことができない交通手段となっている。また、刈谷市内の総合病院に通院する高齢者が多く利用しており、重要な路線となっている。

このため、地域公共交通確保維持事業により、ミニバス2コース、3コース及び4コースを確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

【ミニバス2コース】令和7年度実績 36,415人

■利用者の目標

区分	8年度(見込み)	9年度	10年度	11年度
年間利用者数 (人)	36,415	36,415	36,415	36,415

※新型コロナウイルスによる利用者の減少がみられるため、現状維持を目標とする。

【ミニバス3コース】令和7年度実績 81,617人

■利用者の目標

区分	8年度(見込み)	9年度	10年度	11年度
年間利用者数 (人)	81,617	81,617	81,617	81,617

※新型コロナウイルスによる利用者の減少がみられるため、現状維持を目標とする。

【ミニバス4コース】令和7年度実績 34,965人

■利用者の目標

区分	8年度(見込み)	9年度	10年度	11年度
年間利用者数 (人)	34,965	34,965	34,965	34,965

※新型コロナウイルスによる利用者の減少がみられるため、現状維持を目標とする。

(知立市地域公共交通網形成計画 P52 参照)

(2) 事業の効果

【ミニバス2コース】

市内北東部を周回しているが、沿線の地域では、鉄道は走っているものの鉄道駅までの移動を補完するものはなく、本系統がそれを担う貴重な移動手段となっている。豊田市・知立市の相互間の住民の通勤・通学の移動手段であることに加え、三河八橋駅から豊田市駅方面への買い物へのアクセス手段として確保されている。

【ミニバス3コース】

市内南部を周回しているが、沿線の地域では、鉄道からの二次交通がなく、本系統がそれを担う貴重な移動手段となっている。広域幹線としての利用は少ないものの、JR東海道線を利用した通勤・通学や、刈谷市公共交通バスを利用した総合病院への通院など、地域住民の日常に不可欠な交通手段が確保されている。

【ミニバス4コース】

市内南西部を周回しているが、沿線の地域では、鉄道からの二次交通がなく、本系統がそれを担う貴重な移動手段となっている。広域幹線としての利用は少ないものの、刈谷市・知立市の相互間の通院・買い物をはじめ、地域住民の日常に不可欠な交通手段が確保されている。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

【ミニバス2コース】

- ・公共施設・商業施設にてミニバスガイドを配布するとともに、各種乗換検索アプリにミニバスの情報提供して他の公共交通との乗り継ぎがスムーズに検索できるようにしている。
- ・2コースを利用したモデルコースを作成し、市役所・観光交流センターにて配布を継続する。
- ・イベント開催時にミニバスのPRやモデルコース冊子の配布を実施するとともに、ホームページや広報、SNSにてミニバスの情報を随時発信して利用促進に努める。

【ミニバス3コース】

- ・公共施設・商業施設にてミニバスガイドを配布するとともに、各種乗換検索アプリにミニバスの情報提供して他の公共交通との乗り継ぎがスムーズに検索できるようにしている。
- ・3コースを利用したモデルコースを作成し、市役所・観光交流センターにて配布を継続する。
- ・イベント開催時にミニバスのPRやモデルコース冊子の配布を実施するとともに、ホームページや広報、SNSにてミニバスの情報を随時発信して利用促進に努める。

【ミニバス4コース】

- ・公共施設・商業施設にてミニバスガイドを配布するとともに、各種乗換検索アプリにミニバスの情報提供して他の公共交通との乗り継ぎがスムーズに検索できるようにしている。
- ・4コースを利用したモデルコースを作成し、市役所・観光交流センターにて配布を継続する。
- ・イベント開催時にミニバスのPRやモデルコース冊子の配布を実施するとともに、ホームページや広報、SNSにてミニバスの情報を随時発信して利用促進に努める。

(知立市地域公共交通網形成計画 P59 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者

表1を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

運賃収入及び国庫補助金を運行負担金から差し引いた差額分を知立市が負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

ミニバスの年間利用者数の前年比増加数を数値目標とする評価を実施する。

- ・OD調査
- ・利用者アンケート（バス車内での調査カードの配布及び回収）
- ・住民ヒアリング（住民懇談会の実施）

7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認められたシステムの概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
別紙1のとおり
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担

額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和3年6月14日（第1回）
地域公共交通網形成計画の数値目標に対する実績について協議、合意

令和3年12月23日（第2回）
地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統補助）の事業評価について報告

令和4年3月25日（第3回）
令和4年度地域公共交通事業スケジュールについて協議、合意

令和4年7月12日（第1回）
地域公共交通網形成計画の数値目標に対する実績について協議、合意

令和4年10月28日（第2回）
地域公共交通網形成計画の中間評価及び変更案について協議、合意

令和5年3月28日（第3回）
地域公共交通網形成計画（改訂版）について協議、合意

令和5年5月30日（第1回）
地域公共交通網形成計画の数値目標に対する実績について報告

令和5年12月5日（第2回）
地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統補助）の事業評価について協議、合意

令和6年3月27日（第3回）
地域公共交通網形成計画への追記（案）について協議、合意

令和6年5月31日（第1回）
令和7年度事業地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の認定申請について協議、合意
公有民営方式車両購入費国庫補助金の申請について協議、合意

令和6年11月26日（第2回）
地域公共交通確保維持事業の事業評価について協議、合意

令和7年3月28日（第3回）
令和7年度地域公共交通事業スケジュールについて協議、合意

令和7年5月26日（第1回）
令和8年度事業地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の認定申請について協議、合意
公有民営方式車両購入費国庫補助金の申請について協議、合意

令和8年3月27日（第5回）
令和8年度地域公共交通事業スケジュールについて協議、合意

令和8年5月22日（第1回）
令和9年度事業地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の認定申請について協議、合意

19. 利用者等の意見の反映状況

若年層の公共交通の認知度向上に向けた取り組みとして、令和7年度に知立市福祉健康まつり with 草の根フェスティバルに参加し、車椅子使用者を始めとした移動に制約のある参加者が多い中、ミニバス乗車体験イベントを実施。バスに乗車することに抵抗を緩和するため、体験者から意見を伺った。また住民懇談会を開催し、当市の公共交通の良いところ・悪いところをテーマにグループディスカッションを行った。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 知立市広見3丁目1番地

(所 属) 都市整備課都市整備係

(氏 名) 加藤 智也

(電 話) 0566-95-0158

(e-mail) toshiseibi@city.chiryu.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載してください。